

## 東京大学空間情報科学研究センター ・特任教授の公募

当センターでは、2019年4月1日から寄附研究部門「不動産情報科学研究部門」を設置する予定である。同研究部門では、不動産に関わる取引、取引価格、不動産利用に関わるマイクロデータを網羅的に整備し、不動産市場の実態をリアルタイムに把握できる統計指標の開発を進めるとともに、人口減少・高齢化の進展に伴い都市内部で発生する不動産に関わる課題を実証的に明らかにしていくことを目的としている。

同研究部門が設置されることを前提に、上記の研究を指導的な立場で実施する特任教授を募集する。

任期：2022年3月末まで

募集人員：特任教授1名

勤務地：東京大学柏キャンパス総合研究棟（千葉県柏市柏の葉5-1-5）

なお、勤務の形態（週あたりの勤務日など）に関する希望等については応募書類にご記載ください。

着任予定日：2019年4月1日もしくはそれ以降のなるべく早い時期

勤務内容：

本研究部門に所属して、下記の3つの研究プロジェクトを推進する。また関連した教育を実施する。

- 1) 不動産価格・家賃のマイクロな水準がリアルタイムで把握可能な指標開発:本研究では、国際比較可能な指標開発と地域詳細単位での指標開発を、研究期間を通じて実施する。指標開発にあたっては、国際的な協力が不可欠であるため、海外の大学で研究活動実績があることが重要である。
- 2) 取引価格情報を用いた所有権移転に関する指標開発:高齢化が進展する中では、所有権移転として相続件数が飛躍的に上昇してきている。その一方で、所有者すら把握できない不動産が増加している。不動産に関わる所有権データは、登記簿と併せて民間金融機関の中でも情報が蓄積されてきている。また、それらの情報は、「地番情報」と呼ばれるコード体系で管理されていることから、その他の取引価格などと突合できず、加えて、属地的な詳細特性がわからないといった問題を抱えていた。本研究プロジェクトでは、民間で開発されてきた新しい地図基盤などを用いて、このような問題を解決し、相続指標、所有権移転指標の開発を行うとともに、そのような変化が不動産市場に与える影響を分析する。

- 3) 建物利用に関わる時系列的な変化が測定できる指標開発:不動産市場の動的な変化の中で、地上げなどの投機的な取引を招くことで土地の効率的な利用を阻害し、都市の生産性を低下させると指摘されてきた。しかしながら、この点に関する定量的な検証は限られている。そこで、土地・建物の利用状況と不動産取引価格情報とを接合することにより、所有権移転の激しい地域において土地がどのように集約され、その上で建物がどのように建設されたのかを明らかにする。

応募資格：

空間情報科学に関連する分野の博士号保有者、あるいはそれと同等の活動業績の保有者（外国国籍を含む）。上記の研究テーマに関連する研究経験や研究意欲を持つこと。海外の大学での不動産情報科学に関連した教育実績・国際共同研究実績を持ち、国際学術誌に複数の研究業績があることが好ましい。

選考方法：書類審査による。ただし、面接を行うことがある（その場合の旅費は支給しない）。

応募期限：2019年1月17日（木）（必着）。

応募書類：

- (1) 履歴書（「東京大学統一履歴書」 URL: <https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html>を利用すること）
- (2) 研究業績一覧（審査付き論文とそうでないものを分けること）
- (3) 不動産情報科学研究部門の研究内容にどのような貢献が可能かを説明する資料。A4版1枚程度。参考資料等を添付することは可能。
- (4) その他、勤務形態等に関する希望

応募書類は、封筒に「空間情報科学研究センター教員公募書類在中」と朱書きし下記の宛先に郵送すること。あるいは添付ファイルなどの電子的な提出でもよい。その場合には、Subjectを「空間情報科学研究センター教員公募書類」とすること。

電子的な提出の場合の提出先、および問い合わせ先はe-mail（柴崎亮介教授 shiba@csis.u-tokyo.ac.jp）である。

郵送の場合、応募書類送付先：〒277-8568 千葉県柏市柏の葉5-1-5  
東京大学空間情報科学研究センター センター長宛

その他：採否の決定は個別に連絡することとし、応募書類は原則として返却しません。応

募書類は本採用選考の用途に限り使用し、個人情報には正当な理由なく第三者への開示、譲渡及び貸与することは一切ありません。空間情報科学研究センターでは、男女共同参画への取り組みとして、女性研究者の積極的登用を行っています。本公募においても、業績（研究業績、教育業績、社会貢献等）の評価において同等と認められた場合には、女性を積極的に採用します。また、適任者がいない場合には、採用者ゼロとなるケースもあります。